



在宅福祉サービスと小地域活動の「橋渡し」

「ライフ・パートナー」事業に取り組む三浦市社協

三浦市社協では、平成元年度から「保健福祉サービス協会」を市から受託運営するなど、三浦市の中心的な在宅福祉サービス供給主体として位置づけられています。

市社協では、在宅福祉サービスの諸事業を実施するなかで、要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅福祉サービスと小地域活動を結びつけた事業の必要性を感じ、今年六月より「三浦ふれあいサービス事業」を開始しました。

巡回相談事業の開始

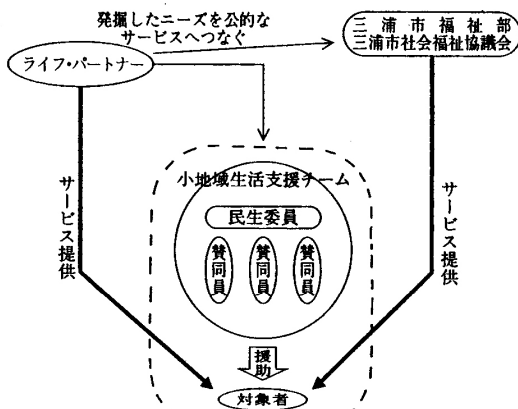
この事業は、ひとり暮らし老人や寝たきり老人など地域で生活している要援護者世帯を市社協ホームヘルパーが「ライフ・パートナー」として巡回訪問し、その場で相談を受け、必要なサービスへつなげるとともに、担当民生委員児童委員と近隣住民の協力を得て要援護者を支える「小地域生活支援チーム」の結成を行うなど、地域における生活支援の体制づくりや

サービスの展開を目的としています。六月一カ月間では、七十七名の対象者に対し、三名のライフ・パートナーが週三日、延べ九十五回の巡回訪問活動を行いました。

地域住民による見守りの「精神とシステム」づくりを

「小地域生活支援チーム」は、ライフ・パートナーが相談を受け、必要と判断した場合、地区担当の民生委員児童委員をリーダーに近隣住民に要援護者への生活支援について協力を依頼し、合意を得た人（概ね三〜四人）に市ボランティアセンターのボランティア登録をしてもらい「賛同員」として、チームを編成します。現在では、三チームが結成されています。

例えば、七十八歳一人暮らしの女性の場合、昨年末に住居の階段から転倒。腰打撲と左肩複雑骨折し、月に一度通院していますが、左肩のギブスはまだ外れていません。杖による歩行がなんとかできる程度でしたがそれもだんだんと



ライフ・パートナーと小地域生活支援チームの関係

厳しくなってきました。息子夫婦は隣接して生活していますが、共働きのため、日中は全くの一人になってしまいます。そこで、隣人四人を賛同員に支援チームを結成。ライフ・パートナーの訪問や、機能訓練教室への参加などのサービスを受けているほか、家族が全くいない日中を中心に、賛同員が声かけや訪問などの見守り活動を行っています。

三浦市社協では、在宅福祉サービスの充実とともに、地域における住民同士の助け合い活動が組み合っはじめて、住み慣れた地域で生活がつづけられるとし、地域を基盤とした総合的な生活支援体制の確立をめざしています。

（地域福祉部地域課）

—社会福祉施設の設計監理—

株式会社 **安江設計研究所**

YASUE & ASSOCIATES'Inc.

新日本建築家協会会員

代表取締役 **安江基誠**

本社 東京都港区高輪2-19-17-808

TEL03(3449)1771(代)

FAX03(3449)1772

横浜事務所 横浜市神奈川区六角橋2-14-27-30

TEL045(413)7801

FAX045(413)7840